

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第42号

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則(令和3年飯塚市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(事務分担等)		(事務分担等)	
第2条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。		第2条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。	
副市長	担任する事務	副市長	担任する事務
(略)	(略)	(略)	(略)
	(1) 経済部(公営競技事業所を除く。)、市民協働部、こ ども未来部及び福祉部に関する事務 (2) 支所に関する事務のうち、経済部、市民協働部、こ ども未来部及び福祉部に関する事務 (3) 議会並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会 に関する事務で市長の権限に属するもの	藤江美奈	(1) 経済部(公営競技事業所を除く。)、市民協働部、こ ども未来部及び福祉部に関する事務 (2) 支所に関する事務のうち、経済部、市民協働部、こ ども未来部及び福祉部に関する事務 (3) 議会並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会 に関する事務で市長の権限に属するもの

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。